

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における
原子力規制検査指摘事項概要
(社員によるIDカード不正使用)

東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所の発電所社員A(中央制御室勤務員)(以下、「社員A」という。)は、同人の出勤日であった令和2年9月20日(日)朝、社員専用の更衣室内で、自己の個人ロッカーに保管していたIDカードが見つからなかったにもかかわらず、防護管理グループ等への紛失の報告をせず、IDカードの無効化措置の機会を喪失させた。さらに、社員Aは、発電所社員B(中央制御室勤務員)(以下、「社員B」という。)が同日は勤務日でないことを知っており、同人が個人ロッカーを無施錠にしているIDカード管理が不徹底だったため、無断で同人のロッカーから社員BのIDカードを持ち出した。

社員Aは、周辺防護区域出入口での委託警備員からの氏名確認に対し、社員Bの氏名を申告した。委託警備員は社員Aの申告に対し、IDカードと社員Aの顔を複数回見比べ、疑念を抱きつつも、周辺防護区域への入域を許可した。

防護区域出入口では、認証が複数回エラーとなり、社員警備員(以下、「防護直員C」という。)が、エラー警報を受信した。防護直員Cは、モニター越しに、登録顔写真を見比べるなどし、相違に疑念を抱いたものの、それ以上の身分確認をせず、周辺防護区域側の出入口扉を開いた(この時点で、Cは当該人物が社員Bであると認識した。)

さらに、防護直員Cは、出入管理業務に関する管理的地位にないのに、防護管理グループの管理的地位にある者の指示を仰ぐことなく、自らの判断で、社員Bを名乗る社員Aの識別情報の登録の必要性を認める判断をした。具体的には、防護直員Cは、委託警備員に対し、社員Bを名乗る社員Aの識別情報を社員BのIDカードに登録するよう指示し、その指示通りに行われた。なお、当時、柏崎刈羽原子力発電所には、識別情報エラー発生に伴う登録に関する規定はなかった。

防護直員Cの指示通り、委託警備員が社員Aの識別情報を登録し、社員Aは、社員BのIDカードを使用して周辺防護区域出入口扉を通過した。その過程で、社員Aの顔に見覚えのあった別の委託警備員が違和感から声を掛けたが、社員Aは社員Bの氏名を名乗った。

これら一連の不正により、社員Aは防護区域にある中央制御室まで入域するに至った。

社員Aは勤務が終了した同日の夜、社員専用の更衣室内の同人の個人ロッカーの奥に落ちていた自己のIDカードを発見した。社員BのIDカードは社員Bのロッカーに戻した。9月21日朝、社員Bが勤務のため防護区域に入域しようとしたところ、IDカードがエラーとなった。前日の社員BのIDカードの不具合を担当した防護直員Cが、一日後の再発生を不審に思い、社員Bから事情聴取し、社員Aの一連の行為が発覚するに至った。同日(9月21日)柏崎刈羽原子力発電所防護管理グループは、原子力規制庁(本庁核セキュリティ部門)に報告した。

以上